3．引当金の計上基準

退職給与引当金

役職員の退職金の支給に備えるため、期末要支給額を基準として計上している。

4．その他財務諸表作成のための重要な事項

⑴　消費税等の会計処理方法

税込方式によっている。

⑵　その他

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（平成10年法律第143号）第13条の規定による協定銀行からの納付金について、協定銀行である整理回収機構から、決算に基づく平成24年度納付金納付申告書の提出を平成25年５月31日に受けた。整理回収機構では、平成24事業年度で費用処理されているが、当機構では会計規程第４条第２項の規定に基づき翌事業年度の収益となる。

これにより、翌事業年度の損益に与える影響額は、86,765百万円の見込みである。

金融機能強化勘定

貸　借　対　照　表

（平成25年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
（流動資産）	**695**	**（流動負債）**	**267,332**
現金・預金	22	短期借入金	267,200
有価証券	539	未払金	13
未収収益	132	未払費用	118
未収金	0	**（固定負債）**	**280,074**
（固定資産）	**555,800**	預金保険機構債	280,000
有形固定資産	0	機構債発行差額	68
建物	0	退職給与引当金	5
工具・器具・備品	0	**（負債合計）**	**547,407**
投資その他の資産		**（剰余金）**	
協定銀行貸付金	555,800	利益剰余金	9,088
		積立金	4,972
		当期未処分利益	4,116
		（純資産合計）	**9,088**
資産合計	**556,495**	**負債・純資産合計**	**556,495**

㈱　各計数は、単位未満切捨て。

損　益　計　算　書

（自平成24年４月１日　至平成25年３月31日）

（単位：百万円）

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
（経常費用）	**782**	**（経常収益）**	**4,899**
一般管理費	82	協定銀行納付金収入	4,267
事業外費用	700	協定銀行貸付金利息収入	630
借入金利息	276	事業外収益	1
機構債利息	271		
機構債事務費	151		
（特別損失）	**0**		
固定資産売却損	0		
固定資産除却損	0		
（当期利益金）	**4,116**		
合計	**4,899**	**合計**	**4,899**

㈱１．当期利益金4,116百万円は、預金保険機構の金融機能強化業務の実施に関し必要な事項を定める命令（平成16年内閣府財務省令第３号）第４条第１項の規定により、次期の積立金として整理する。

２．各計数は、単位未満切捨て。

○重要な会計方針等

１．有価証券の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法によっている。

２．固定資産の減価償却方法

定額法を採用している。なお、減価償却累計額は次のとおりである。

有形固定資産　０百万円

また、主な耐用年数は次のとおりである。

建物　　８年～18年

その他　３年～20年

３．引当金の計上基準

退職給与引当金

役職員の退職金の支給に備えるため、期末要支給額を基準として計上している。

４．その他財務諸表作成のための重要な事項

⑴　消費税等の会計処理方法

税込方式によっている。

⑵　機構債発行差額の償却方法

機構債発行差額は、預金保険機構債の償還期間にわたって定額法により償却している。

⑶　その他

金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成16年法律第128号）第41条の規定による協定銀行からの納付金について、協定銀行である整理回収機構から、決算に基づく平成24年度納付金納付申告書の提出を平成25年５月31日に受けた。整理回収機構では、平成24事業年度で費用処理されているが、当機構では会計規程第４条第２項の規定に基づき翌事業年度の収益となる。

これにより、翌事業年度の損益に与える影響額は、6,253百万円の見込みである。